

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 7 月29日
【発行者の名称】	株式会社北王G R O U P
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 英則
【本店の所在の場所】	東京都北区王子 2 丁目30番 2 号 井門王子ビル 7 F
【電話番号】	03－3913－8400
【事務連絡者氏名】	常務取締役 古瀬 伸幸
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市市中村区名駅 1 丁目 1 番 1 号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052－589－2795（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社北王G R O U P https://www.hrg.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期 中間連結会計期間	第1期	第2期
会計年月	自2025年11月1日 至2026年4月30日	自2023年11月1日 至2024年10月31日	自2024年11月1日 至2025年10月31日
売上高 (千円)	3,411,661	5,503,750	6,559,405
経常利益 (千円)	115,457	△167,501	26,645
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	71,084	△124,951	12,216
中間包括利益又は包括利益 (千円)	70,901	△124,951	15,877
純資産額 (千円)	249,377	162,598	178,475
総資産額 (千円)	3,210,265	3,299,924	3,260,545
1株当たり純資産額 (円)	1,277.26	832.80	914.12
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間 配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 又は当期純損失(△) (円)	364.08	△639.98	62.57
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.8	4.9	5.5
自己資本利益率 (%)	33.2	—	7.2
株価収益率 (倍)	5.5	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	122,419	140,596	476,565
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△35,620	△215,980	△70,738
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,683	121,648	△309,146
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高 (千円)	531,909	368,114	464,793
従業員数 （臨時従業員数） (名)	327 (112)	331 (127)	335 (130)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、2024年11月1日から2025年4月30日までの前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に関わる比較情報は記載しておりません。
3. 第2期連結会計年度及び第3期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第1期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第1期及び第2期での株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の人員数を（）内に外数で記載しております。
8. 第3期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人Innovationの期中レビューを受けております。また、第2期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人Innovationの監査を受けておりますが、第1期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年4月30日現在

事業の名称	従業員数(名)
食品ロジスティクス事業	327 (112)

(注) 1. 当社グループは、食品ロジスティクス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の人員数を（）内に外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 (8)	47.9	13.9	5,276

(注) 1. 従業員数は正社員数であります。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3. 平均勤続年数は、グループ企業からの転籍・受入出向者については転籍前の在籍会社や出向元における勤続年数を含めて記載しております。

4. 臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の人員数を（）内に外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年11月1日～2026年4月30日）における我が国の経済は、インバウンド需要の増加や大企業を中心とした大幅な賃金改定等により、景気の緩やかな回復基調が続いております。一方で、円安の恒常化や慢性的な人手不足等による継続的な物価上昇やエネルギーコストの高止まり、米国輸入関税の引き上げによる経済情勢の懸念等、依然として先行きは不透明な状況です。

当社グループが関わる物流業界においては、トラックドライバーの時間外労働時間の規制等、いわゆる物流の2024年問題に伴う労働時間の見直しや物価上昇に伴う賃金ベースアップが物流コストに多大なる影響を与えることが想定されており、荷主や取引先と協力しながら、作業の効率化や業務の見直し、適正な運賃への価格転嫁などの対応が求められております。また、資源エネルギー価格の高止まりや、米国の新政権における政策動向、中東地域をめぐる情勢などにより、引き続き燃料単価の高騰も懸念されております。

このような状況のなか、当社グループは、当社の100%子会社である「北王流通(株)」「北王デリバリー(株)」「(株)北王フードベース」を中核としたグループ体制の整備を進め、各事業会社機能の有機的な結合、サプライチェーン機能強化等、お客様の配送先増減に柔軟に対応しながら、1都9県に張り巡らせた食品共配ネットワークと、都心デポの拡張により、お客様の開拓を継続して参りました。第5期を最終年度とする中期経営計画を策定し、「安心をつなぐ食品流通イノベーター」であることを方針とし、人材・設備・ITへの投資を強化し、持続可能で高付加価値な物流基盤の構築を推進しております。

その結果、当社グループの当中間連結会計期間の連結経営成績は、都心デポ事業およびウェアハウス事業が好調に推移したことにより増収となり、売上高3,411,661千円、営業利益120,233千円、経常利益115,457千円、親会社株主に帰属する中間純利益71,084千円となりました。

(2) 財政状態の概況

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ38,928千円増加し、1,219,100千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が67,115千円増加した一方、売掛金が33,358千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ88,627千円減少し、1,990,465千円となりました。この主な要因は、リース資産が54,484千円減少したことによるものであります。

繰延資産は、前連結会計年度末に比べ582千円減少し、699千円となりました。この主な要因は、社債発行費が582千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ50,280千円減少し、3,210,265千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ32,411千円増加し、1,321,650千円となりました。この主な要因は、買掛金が42,046千円減少した一方で、短期借入金が160,000千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ153,594千円減少し、1,639,236千円となりました。この主な要因は、長期借入金が84,700千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ121,182千円減少し、2,960,887千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ70,901千円増加し、249,377千円となりました。この主な要因は、利益剰余金が71,084千円増加したものであることによるものであります。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ2.3%増加し、7.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、531,909千円となりました。各

キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は122,419千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益115,187千円、減価償却費118,945千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は35,620千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出26,628千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は19,683千円となりました。これは主に、短期借入れによる収入180,000千円、長期借入金の返済による支出103,878千円及びリース債務の返済による支出56,305千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間(自2025年11月1日 至2026年4月30日)における販売実績は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるためサービス別に記載しております。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
トランスポート	1,490,155	-
都心デポ	572,579	-
ウェアハウス	1,348,927	-
合計	3,411,661	-

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 当社は、2024年11月1日から2025年4月30日までの前中間連結会計期間の販売実績は作成していないため、前中間連結会計期間に関わる比較情報は記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
三井物産流通グループ(株)	2,312,349	35.3	1,112,795	32.6
(株)久世	794,304	12.1	379,931	11.1

3 【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2026年3月19日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除についてのリスク

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser契約を締結しているのは名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、または契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社(以下、「同社」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続もしくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

- a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従う。

- (a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続もしくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部もしくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受もしくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受もしくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合
-当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
-当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合そ

の他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式もしくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併または i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接もしくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、乙もしくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【契約上の重要な契約等】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年4月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年7月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	780,976	585,732	195,244	195,244	東京証券取引所(TOKYO PROMarket)	単元株式数100株
計	780,976	585,732	195,244	195,244	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年11月1日～ 2026年4月30日	—	195,244	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
古瀬 一英	東京都港区	83,170	42.60%
古瀬 伸子	東京都港区	48,862	25.03%
古瀬 健二	東京都港区	24,206	12.40%
古瀬 伸幸	東京都文京区	24,000	12.29%
黒田 英則	東京都港区	9,980	5.11%
三井物産流通グループ株式会社	東京都港区西新橋1-1-1	2,000	1.02%
小島 仁	埼玉県さいたま市	1,330	0.68%
及川 幸雄	埼玉県川口市	798	0.41%
鈴木 正巳	千葉県船橋市	798	0.41%
株式会社サンアイク	千葉県茂原市腰当526-1	100	0.05%
計	—	195,244	100.00%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 194,800	1,948	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 444	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	195,244	—	—
総株主の議決権	—	1,948	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高	—	—	—	—	—	2,000
最低	—	—	—	—	—	2,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2026年4月22日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしましたので、それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2024年11月1日から2025年4月30日までの前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に関わる比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年11月1日から2026年4月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人Innovationによる期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	464,793	531,909
売掛金	※ 1 670,878	※ 1 637,520
その他	48,417	53,377
貸倒引当金	△3,919	△3,707
流動資産合計	1,180,171	1,219,100
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,100,914	1,060,932
機械装置及び運搬具（純額）	19,881	15,725
土地	152,243	152,243
リース資産	437,353	382,869
その他（純額）	52,918	46,830
有形固定資産合計	※ 2 1,763,311	※ 2 1,658,600
無形固定資産		
ソフトウェア	23,328	57,868
ソフトウェア仮勘定	73,587	55,006
のれん	10,322	7,225
その他	1,662	1,662
無形固定資産合計	108,902	121,763
投資その他の資産		
敷金	172,369	172,966
その他	34,509	37,133
投資その他の資産合計	206,878	210,100
固定資産合計	2,079,092	1,990,465
繰延資産		
社債発行費	1,281	699
繰延資産合計	1,281	699
資産合計	3,260,545	3,210,265

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	363,127	321,081
未払費用	282,511	278,462
リース債務	103,450	95,062
資産除去債務	418	—
賞与引当金	44,387	54,573
未払法人税等	27,127	50,673
短期借入金	※3 50,000	※3 210,000
1年内償還予定の社債	39,000	34,000
1年内返済予定の長期借入金	201,696	182,518
その他	177,520	95,278
流動負債合計	1,289,238	1,321,650
固定負債		
社債	14,500	—
長期借入金	936,212	851,512
退職給付に係る負債	64,845	69,723
リース債務	338,157	292,331
資産除去債務	410,768	413,325
繰延税金負債	12,973	2,970
その他	15,374	9,374
固定負債合計	1,792,830	1,639,236
負債合計	3,082,069	2,960,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	89,412	89,412
利益剰余金	55,402	126,487
株主資本合計	174,814	245,899
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	3,661	3,478
その他の包括利益累計額合計	3,661	3,478
純資産合計	178,475	249,377
負債純資産合計	3,260,545	3,210,265

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年11月 1 日 至2026年 4 月30 日)
売上高	※ 1 3,411,661
売上原価	2,951,122
売上総利益	460,539
販売費及び一般管理費	※ 2 340,306
営業利益	120,233
営業外収益	
受取利息及び配当金	149
保険金収入	2,550
受取保証金	3,140
雑収入	2,457
営業外収益合計	8,296
営業外費用	
支払利息	11,436
リース解約損	1,250
雑損失	385
営業外費用合計	13,071
経常利益	115,457
特別損失	
固定資産除却損	270
特別損失合計	270
税金等調整前中間純利益	115,187
法人税、住民税及び事業税	54,021
法人税等調整額	△9,918
法人税等合計	44,102
中間純利益	71,084
親会社株主に帰属する中間純利益	71,084

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自2025年11月 1 日 至2026年 4 月30日)	
中間純利益	71,084
その他の包括利益	
退職給付に係る調整額	△183
その他の包括利益合計	△183
中間包括利益	70,901
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	70,901

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2025年11月 1 日 至2026年 4 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	115,187
減価償却費	118,945
のれん償却額	3,096
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△211
受取利息及び受取配当金	△149
支払利息	11,436
固定資産除却損	270
売上債権の増減額(△は増加)	33,358
仕入債務の増減額(△は減少)	△42,678
賞与引当金の増減額(△は減少)	10,185
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,877
社債発行費償却	582
未払費用の増減額(△は減少)	△4,049
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△3,738
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△82,711
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△6,000
その他	4,908
小計	163,310
利息及び配当金の受取額	149
利息の支払額	△9,344
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△31,696
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,419
投資活動によるキャッシュ・フロー	
出資金の払込による支出	△10
有形固定資産の取得による支出	△6,727
無形固定資産の取得による支出	△26,628
敷金及び保証金の差入による支出	△3,771
敷金及び保証金の回収による収入	3,174
投資その他の資産の増減額(△は増加)	△1,656
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,620

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自2025年11月1日
至2026年4月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	180,000
短期借入金の返済による支出	△20,000
長期借入金の返済による支出	△103,878
社債の償還による支出	△19,500
リース債務の返済による支出	△56,305
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,683
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	67,115
現金及び現金同等物の期首残高	464,793
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 531,909

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
売掛金	670,878 千円	637,520 千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	571,479 千円	604,673 千円

※3 当社の連結子会社（北王流通株式会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における当座借越契約及び借入未実行残高が次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年10月31日)	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
当座借越限度額 及び貸出コミットメントの総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	50,000 〃	210,000 〃
差引額	250,000 千円	90,000 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)	
役員報酬	94,131	千円
給与手当	46,721	〃
減価償却費	40,970	〃
退職給付費用	5,391	〃
賞与引当金繰入額	2,096	〃
貸倒引当金繰入額	70	〃

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)	
現金及び預金	531,909	千円
現金及び現金同等物	531,909	千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)

(単位：千円)

	食品ロジスティクス事業				合計
	トランスポートサービス	都心デポサービス	ウェアハウスサービス	計	
一時点で移転される財又はサービス	1,490,155	572,579	899,895	2,962,929	2,962,929
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	449,032	449,032	449,032
顧客との契約から生じる収益	1,490,155	572,579	1,348,927	3,411,661	3,411,661
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,490,155	572,579	1,348,927	3,411,661	3,411,661

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2026年4月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	670,878
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	637,520

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、食品ロジスティクス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、食品ロジスティクス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三井物産流通グループ株式会社	1, 112, 795	食品ロジスティクス事業
株式会社久世	379, 931	食品ロジスティクス事業

【関連当事者情報】

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

当中間連結会計期間(自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)

該当事項はありません。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当中間連結会計期間(自 2025年11月 1 日 至 2026年 4 月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田英則	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 5.1	債務保証 (注) 1	子会社建物賃貸借契 約に関する連帯保証	148, 192	—	—

(注) 1. 当該連結子会社は、賃貸借契約に関して、当社代表取締役社長黒田英則から債務保証を受けております。

取引金額については、債務保証の期末残高を記載しております。

なお、債務保証については、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益	364.08 円

(注) 1. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり中間純利益	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,084
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	71,084
普通株式の期中平均株式数(株)	195,244
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 7 月29日

株式会社北王GROUP

取締役会 御中

監査法人Innovation

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 橋 本 剛
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 川 真
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北王GROUPの2025年11月1日から2026年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北王GROUP及び連結子会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。